

2022年9月1日号

★号外★最近多いコロナ関係のご質問について

---

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.36

---

みなさま、いつも大変お世話になります。

社会保険労務士法人桑原事務所の入江でございます。

本日は最近多いコロナ関係のご質問についてご紹介したいと思います。

### 「コロナ陽性者の傷病手当金」

Q：8月15日より発熱や咳などがあり、翌日8月16日に病院の検査でコロナ陽性者と診断されました。10日間の自宅療養をしたのですが、なかなかよくなりず8月30日まで自宅療養を続けた場合、傷病手当金の請求期間はどのようになりますか？

A：協会けんぽに加入されている方（被扶養者は除く）で、新型コロナウイルス感染症に感染してお仕事に就くことができず、給与の支払いがない場合には、その間の休業補償として傷病手当金を申請することができます。この場合、症状がでた8月15日から自宅療養した8月30日までが請求期間となります。（注意：3日間の待機期間含む）

Q：病院には1度しか受診してないのですが、傷病手当金申請書4ページ目【療養担当者記入用】は、必要ですか？

A：「療養状況申立書」を記入し添付すれば、療養担当者記入は不要です。（お医者様の証明は不要）これは新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえた臨時的な取り扱いです。

協会けんぽ山口支部では8月中旬より「療養状況申立書」の様式が変更となっておりますので、必要であれば桑原事務所までお問い合わせ下さい。

---

### 「職場クラスターが発生、濃厚接触者の休業の取り扱い」

Q：介護施設でクラスターが発生し、職員3名が濃厚接触者となりました。この場合、休業手当は必要ですか？

A：①濃厚接触者（陰性）となった職員が外部（保健所または県）から外出自粛等を求められたことにより休業させる場合は、休業手当は不要です。

②新型コロナウイルスの濃厚接触者や感染が疑われる職員を、感染防止のため、事業主の指示によって休ませる場合は、一般的に「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。この場合、一定要件に該当すると、雇用調整助成金により支払った休業手当の全部又は一部が会社に対して支給される可能性があります。

③濃厚接触者から後日、陽性者となった場合、陽性の判断された日から労災申請をすることが可能となります。

※労災の場合は、陽性と判断された日から申請可

※傷病手当金の場合は、症状が発症した日または陽性と判断された日から申請可

- ④事業主の指示によらず、職員が自ら休んだ場合は欠勤となりますが、年次有給休暇を利用することもできますので、残日数がある場合、事業主は職員に利用の意向を確認して頂ければと思います。

---

### <小学校休業等対応助成金>

#### 「小学生の子供がコロナ陽性者になって、数日後に親もコロナ陽性者となった場合」

Q：小学3年生の子供がコロナ陽性者となった職員が特別休暇を利用し会社を休んでいる途中、その職員が今度はコロナ陽性者となってしまいました。この職員は小学校休業等対応助成金対象となりますか？

A：対象となります。

新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの看護が必要であれば、対象職員がコロナ陽性者になったとしても助成金対象者となります。

---

終わりに、このたび私は盆明けにコロナ濃厚接触者から始まりコロナ陽性者となりました。感染経路は自分が盆休み中の会食が原因だと思います。何年もの間、色々と気を付けたにも関わらず一瞬の気を緩めた事が原因だと…。この経験から言える事は、軽傷だった私が本当に10日間も自宅療養が必要なのかと思いつつも、私が原因で感染した人が重傷化するのではないのかと不安な日々を過ごしたことでした。幸いにも(?)同居する主人だけが家庭内感染で陽性者となり、高熱は発症致しましたが、無事回復することができ安堵しております。皆様の職場でコロナ関係のご相談がありましたら、旬な私にご相談下さいませ。

---

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。  
よろしく申し上げます。

---

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---